

閱覽用

平成 30 年 1 月 18 日

第 1 回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第1回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年1月18日(木) 午後2時00分から午後3時42分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

会長 35番 武藤 良一

会長職務代理者 1番 奥平 貢市

1番 奥平 貢市	2番 佐藤 喜八	3番 武藤 栄利
5番 野地 太郎	6番 安斎 吉浩	7番 菅野 達雄
8番 佐藤 信喜智	9番 安斎 栄	10番 鈴木 春雄
11番 高宮 文作	12番 石川 重彦	13番 平 義一
14番 菅野 洋一	15番 佐久間 敏一	16番 三浦 喜周
17番 安斎 康夫	18番 佐藤 幸雄	19番 菅野 誠治
20番 松本 正典	21番 渡辺 久	22番 安斎 敏明
23番 堀川 英二	24番 佐藤 勝則	25番 安斎 喜八
26番 中山 博之	28番 菊地 安夫	29番 菅野 富子
30番 本多 芳司	31番 服部 栄一	32番 菅野 保治
33番 鈴木 賢一	34番 武藤 一夫	35番 武藤 良一

4 欠席委員

6番 安齋 吉浩 委員、13番 平 義一 委員、15番 佐久間 敏 委員

5 遅参委員

30番 本多 芳司委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用
施設等の届出について

第5 議案第1号 現況確認証明申請について

第6 議案第2号 非農地判定について

第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第8 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見
について

第9 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
について

第10 議案第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について

第11 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について(利用権貸借)

第12 議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第13 議案第9号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 武田幸喜 農地係長 菊地秀子 農地係 相川 誠

8 会議の概要

議長（武藤良一）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。

また、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（武藤良一）会長 これより、平成30年第1回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告午後2時00分）

議長（武藤良一）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、33名中、29名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、6番 安齋 吉浩 委員、13番 平 義一 委員、15番 佐久間 敏委員より欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

なお、30番 本多 芳司 委員より遅参の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（武藤良一）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（武藤良一）会長　それでは、32番　菅野　保治　委員、33番　鈴木　賢一　委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（武藤良一）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名　会議書記には、事務局職員　武田幸喜君と菊地秀子さんを任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取扱には十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは日程第4、

報告第1号、「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

（事務局報告）

事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

よろしいですか。以上で報告第1号についての報告を終わります。

次に、日程第5

議案第1号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一) 会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

33番(鈴木賢一)委員

議案第1号1番であります。12月27日に佐藤喜八委員、平義一委員、武田局長、森島さん私の5名で現地を確認しました。14・5年前から耕作しておらず一部立木も茂っている状態です。先ほど事務局説明のとおり法面みたいな場所でもあり所有者が地元でないという事や周りも山林であり非農地と判断したので皆様の審議よろしくをお願いします。

23番(堀川英二)委員

議案第1号番号2について調査内容を報告いたします。昨年の12月15日地区委員の服部さん、安齋吉浩さん、私、事務局武田局長、森島さんの5人で現況確認いたしました。

非農地の事由については説明のとおりです。1月13日に■■■■さんの実家を訪ねるとともに■■■■さんは県外在住ですので電話で確認しました。親の高齢化と県外在住という状態ですので止むを得ないと判断しましたので皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

8番（佐藤信喜智）委員

議案第1号番号3についてご説明いたします。12月26日局長と森島さん、安斎喜八委員、菅野富子委員と私で現地確認してきました。事務局説明のとおり荒廃化しており山林でやむなしと判断しました。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

31番（服部栄一）委員

議案第1号の番号4と5について説明します。5については菊地安夫委員が担当となっておりますが隣接しておりまして一緒に調査したという事で服部から説明させていただきます。番号4については事務局説明のとおりです。根崎二丁目と備後山は昭和30年の合併の時一部二本松市に編入され残ったところが備後山、編入されたところは根崎二丁目となっております。備後山は非農地化しており非農地証明が適当だと調査員が一致しました。番号5の根崎二丁目については■■■■さんの家の後ろに接しておりまして年に数回保全管理らしき手入れがされておりました。周りの状況を見ますと非農地化すると周りの農地に影響が出てくるため、これにつきましては畑として残すことにしました。皆さまのご

審議よろしくをお願いします。

議長（武藤良一）会長　それでは議案第1号については、1から4までと5に分けて採決いたします。

議案第1号1から4について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長　全員賛成ですので、議案第1号1から4については原案のとおり判定することに決定いたしました。

9番（安齋栄）委員

誰がいつ調査したか報告願います。

31番（服部栄一）委員

4と5についての調査は12月25日に菅野洋一委員、菊地安夫委員、私、事務局から武田局長、森島氏に出席いただきました。

議長（武藤良一）会長

次に議案第1号5について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長　全員賛成ですので、議案第1号5については農地と判定し、非農地証明をしないことに決定いたしました。

次に日程第6、

議案第2号「非農地判定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

23番(堀川英二)委員

本来安齋委員の報告ですが本日所要があり私に報告をお願いしますと預かっていますので私から報告いたします。議案第2号番号1について報告します。昨年12月15日武田局長、森島さん、服部さんと安齋さんと私の5人で調査しました。旧4号線の吉倉地区の入口交差点の近くで旧4号線と盛土された土地の間の土地で木も生えており原野とみてきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

8番(佐藤信喜智)委員

議案第2号の2番から10番について説明します。12月26日局長と森島さん、安齋喜八委員、菅野富子委員、私の5人で行いました。2番から5番は草が刈ってあり木も倒してあったので非農地は無理だとみてきました。6番7番は山林とみてきました。8番から10番は原野で止むを得ないとの判断でした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長(武藤良一)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一) 会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一) 会長 全員賛成ですので、議案第2号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に日程第7、

議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一) 会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番(安齋康夫) 委員

議案第3号番号1について調査内容を報告します。1月14日に譲渡人の
さんと譲受人のさんと連絡を取り聴き取り調査を行い現地を確認してきました。内容は事務局説明のとおりです。許可適当と判断しましたので皆様の

審議よろしく申し上げます。以上です。

1 番（奥平貢市）委員

議案第3号2番について現地確認した結果を報告します。1月14日に両者現地に出向いていただきまして現地で確認いたしました。先ほど事務局説明のとおりで適当と思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

16 番（三浦喜周）委員

番号3について説明します。1月15日 [] さん [] さん両方のお宅に
いって話を聴いてきました。住所は違いますが間に家が1軒あるだけで隣同士
です。田圃は両方の家から見えるところにあり何の問題もないと判断してきま
した。皆様のご審議よろしく申し上げます。

32 番（菅野保治）委員

議案第3号4～11まで調査結果の内容を報告します。4～11の農地です
が私の家の隣の窪ではほぼ荒廃化した土地です。4番の [] さんとは自宅
において話を伺い事務局説明のとおりです。5番の [] さんも自宅にて話
を伺い事務局説明のとおりです。6番 [] さんも奥さんが対応してくれた
のですが事務局説明のとおりでした。7番 [] さんも自宅において説明を
受けました。8番 [] さんも自宅において話を伺いました。9番 [] くん
も自宅で話を伺いました。10番 [] さんには電話10回くらいしまし
たが出なかったので携帯電話を調べて電話で確認し事務局説明とおりでした。

11番 [] さんは電話で調査し事務局説明のとおりです。譲受人の []

■くんとは1月15日9時半から現地で話を伺いました。今荒れていますがきれいに直して新規就農するということで、本当にやるのかと再三確認したのですが、やりますという事だったので許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひしします。以上です。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

7番（菅野達雄）委員

議案第3号1番と2番 番号4～11番の反当りの単価を教えてください。それに4番から11番の■さんの新規就農として何を作るのか教えてください。

事務局 ご質問の10アール当たりの取引単価を申し上げます。

番号1 売買代金10アール当たり■円です。

番号2 売買代金10アール当たり■円です。

番号4 売買代金10アール当たり■円です。

番号5 売買代金10アール当たり■円です。

番号6 売買代金10アール当たり■円です。

番号7 売買代金10アール当たり■円です。

番号8 売買代金10アール当たり■円です。

番号9 売買代金10アール当たり [REDACTED] 円です。

番号10 売買代金10アール当たり [REDACTED] 円です。

番号11 売買代金10アール当たり [REDACTED] 円です。

次に4番から11番の営農計画は提出されています。作付け作物は梅と栗です。梅が2,422㎡と栗が5,184㎡を栽培するという果樹栽培の経営を開始したいどの内容になっています。以上です。

24番(佐藤勝則)委員

今の [REDACTED] さんの年齢を教えてください。

事務局 [REDACTED] さんの年齢は55歳です。

議長(武藤良一)会長 その他ございませんか

(意見なし)

議長(武藤良一)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号1から11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第3号1から11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8

議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番（菊地安夫）委員

議案第4号番号1についてただいま事務局説明のとおりです。1月13日申請人■■■■氏に会い内容を確認しました。特に問題なく許可相当と思います。皆様の審議をお願いします。以上です。

17番（安齋康夫）委員

議案第4号番号2について調査内容を報告します。1月13日申請人の■■■■さんと連絡を取りまして聞き取り調査を行い、現地を確認してまいりました。内容は事務局説明のとおりで、許可相当と判断しましたので皆様のご審議よろしくをお願いします。以上です。

23番（堀川英二）委員

議案第4号番号3について調査内容を報告します。1月13日■■■■さん宅を訪ねまして現地確認いたしました。事務局説明どおりでありまして平成6年から使用していた駐車場が農地であったことが判明し申請となったもので顛末書も提出されております。大変申し訳なかったと深く反省しておりました。私としては止むを得ないと判断しました。今後は法令順守に努めてまいりますとの見解でありましたので、皆様のご審議よろしくをお願いします。以上です。

29番（菅野富子）委員

議案第4号番号4について調査の内容を報告します。1月16日■■■■さん宅において話を聴きました。私としては現地を確認しましたが何ら問題なく許可
適当と思います。皆さんの審議よろしくお願ひします。以上です。

5番（野地太郎）委員

1月14日朝に申請人の■■■■宅を訪ねて聴き取り調査をしてまいりましたのでその結果を報告します。内容は事務局説明のとおりです。今回の申請はお父さんのご逝去により相続になりまして判明したことであります。昭和58年頃の話であり雨水等の心配もありませんし顛末書も提出されています。■■■■も大変申し訳ないと頭を下げておりますのでやむを得ないと判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

本議案中5について、■■■■委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないことになっています。よって議案第4号5については、関係する委員を除斥して審議することといたします。

まず、議案第4号1から4について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

10番（鈴木春雄）委員

番号2について太陽光発電をやるという事ですね。それで36か月の一時転用ですが3年間で撤去するという事ですか。

事務局 今回一時転用という事で3年間の一時転用ですが、3年後は更新して一時転用をしていくという事で更新更新をしていくということです。

10番（鈴木春雄）委員

3年後は取り壊さないで更新できるという事ですね。それで転用するのは柱分だけの0.4㎡でよいという事ですね。

事務局 受電柱分1本と柱が77本で合計が0.419㎡という事です。それ以外は農地として使うというものです。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。

10番（鈴木春雄）委員 はい

議長（武藤良一）会長 他にありませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号1から4について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第4号1から4については、原案のとおり許可適当という意見を附して知事に進達することに決定いたしました。

委員の除斥を求めます。

(委員 退席)

これより、議案第4号5について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号5について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第4号5については、原案のとおり許可相当という意見を附して知事に進達することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員着席)

報告します。議案第4号5については、原案のとおり許可相当という意見を附して知事に進達することに決定いたしました。

次に、日程第9

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

てまいりました。特に問題は無く内容は事務局説明のとおりであり、私としては許可適当と判断しましたので皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

3 3 番（鈴木賢一）委員

議案第5号5番について調査結果を報告します。1月13日■■■さん■■■さん譲受人の■■■さんと三者によって現地で確認をしてまいりました。この場所は32戸の団地に転用された場所と隣接している場所で障がい者のグループホームであり住宅地に挟まっているため問題なく許可適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

3 1 番(服部栄一)委員

議案第5号6でございますが調査結果について報告をします。■■■さんと■■■さんはおじいさんと孫の関係でありまして、番号7にも出ていますが■■■さんの長男にあたります。■■■さんは高齢で農業経営は■■■さんがしています。事務局説明のとおりですが■■■さんに子供ができません。一時部屋が足りなくてアパートに住んでいるわけですが今回分家住宅として家を作って住むということで、何ら問題はないと判断してまいりました。

なお、調査場所につきましては■■■さんの自宅そのあと現地を調査しました。

続きまして番号7でございますが■■■さんが東日本大震災農業生産対策交付金事業で汎用コンバインを買って飼料米の生産を始めたわけです。汎用コンバインが非常に大きくて同業者である福岡の方の大きなハウスの中に保

管しているという事で管理上問題があるという事でこの倉庫を作る転用であります。機械も見てきましたが非常に大型でございます普通建物では保管管理が難しいという事で許可相当であると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。調査月日は1月15日でございます。

9番（安齋 栄）委員

議案第5号番号8について調査内容をご報告します。1月12日に連絡を取りまして1月15日の午前譲渡人■■■■氏譲受人の■■■■の■■■■の部長さんに立会いのもと聴き取り説明を受けました。転用目的転用理由は事務局説明のとおりで何ら問題はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

23番（堀川英二）委員

議案第5号番号9について調査内容の報告をいたします。申請地は共有地でありまして1月13日に■■■■さん■■■■さん■■■■さん宅を訪ねまして譲受人の■■■■さんと現地にて確認しました、事務局説明のとおりで■■■■さんが経営規模拡大で申請地に資材置場を計画するもので私としては問題ないと判断して来ました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

22番（安齋敏明）委員

議案第5号番号10について調査内容を報告します。内容は事務局説明のとおりです。1月15日譲受人の■■■■さんに聴き取り及び現地調査を行いました。同じ日に譲渡人■■■■さんに聞き取り調査を行いました。調査の結果特に問題な

く許可適当と思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

30番（本多芳司）委員 遅参15時10分

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

10番（鈴木春雄）委員 8番の売買代金を教えてください。

事務局 番号8の売買代金 XXXXXXXXXX 円です。

議長（武藤良一）会長 他にございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号1から10について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第5号1から10については、原案のとおり許可適当という意見を附して知事に進達することに決定いたしました。

次に日程第10、

議案第6号「農地法第5条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番（菊地安夫）委員

議案第6号について報告します。1月14日■■■■氏及び■■■■氏に連絡を取り、内容は事務局説明のとおりです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

31番（服部栄一）委員 許可処分の取り消しは農業委員会の権限でできるのですか。

事務局 県に進達し許可処分の取り消しをするものです。

16番（三浦喜周）委員

カラスの鳴かない地区などあるでしょうか。特にカラスの集まる要因があるなら教えてください。

事務局 ここはカラスの被害が多い地域で建てようとしたらカラスのふんがひどく今後も被害が懸念されるため別の所に住宅を建築しようとして計画を断念したものです。

28番（菊地安夫）委員

この申請地のとなりに畑と山があります。12月から3月まで非常にふんとカラスのたまり場で苦勞しています。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。その他ございませんか

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第6号については、原案のとおり取消すことが適当との意見を附して知事に進達することに決定いたしました。

次に、日程第11

議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中22について 番 委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこ

ととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（武藤良一）会長　まず、議案第7号1から21について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長　それでは議案第7号1から21について採決いたします。

議案第7号1から21まで原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長　全員賛成ですので、議案第7号1から21については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第7号22について審議いたします。

■番 ■委員の除斥を求めます。

（■番 ■委員 退席）

議長（武藤良一）会長　これより、議案第7号22についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長　それでは採決いたします。

議案第7号22について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を
お願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長　全員賛成）ですので、議案第7号22については、
原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

（■委員着席）

議長（武藤良一）会長　報告します。議案第7号22については、原案のと
おり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12

議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見に
ついて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

本議案中1については、■番 ■委員が議案に関係がありますので、
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないことと
なっています。よって議案第8号1については、関係する委員を除斥して審議
することといたします。

■番 ■■■■■ 委員の除斥を求めます。

(■番 ■■■■■ 委員 退席)

これより、議案第8号1について、事務局の説明に対する質問及び意見を許
します。

質問、意見ございませんか。

10番(鈴木春雄)委員 1の賃借になるのか無料なのか教えてください。

事務局 使用貸借なので無料となります。

議長(武藤良一)会長 よろしいですか。他にございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお
願ひいたします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第8号1については、原案
のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■■■■■ 委員の除斥を解きます。

(■■■■■ 委員着席)

報告します。議案第8号1については、原案のとおり承認することに決定い
たしました。

議長(武藤良一)会長 続きまして、議案第8号2について、事務局の説

明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(武藤良一)会長　それでは議案第8号2について採決いたします。

議案第8号2について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長　全員賛成ですので、議案第8号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13

議案第9号　「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長　以上で事務局の説明が終わりました。

只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

11番(高宮文作)委員

議案の1について地元であり確認のため、当該地はよく知っている土地であるが現況は農地であったか確認したいのが1つ、あと転用許可の際はもう1回

こちらにかかるのか2点確認したい。

事務局 今回農振除外と用途区分変更の申請があったものについては、1月12日に農政課の担当と現地の方は確認して参りました。ご質問の[]は原セ上平の方が以前無断で資材が置かれていた経過がありましたが是正がされなければ認められないという事で現地調査の際はきれいに農地に復元されていました。原セ笠張の方は畑として使用されていた跡が認められ農地でした。農用地からの除外が認められれば後日転用許可申請が出てくる予定となっています。

11番（高宮文作）委員

この議案では除外の目的が駐車場にしますよとって賛成して転用申請の時に許可しませんとはいきませんよね。整合性が取れないような気がするのですがその辺はどうですか。

事務局 農振農用地からの除外なので農用地から外しても良いかということであり転用を認めたわけではないので、転用許可申請の時はその時点で許可基準に基づいて判断していただく事になると思います。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。他にございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（武藤良一）会長　全員賛成ですので、議案第9号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第1回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告　午後3時42分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成30年1月18日

二本松市農業委員会

議 長 武藤 良一

署名委員 菅野 保治

署名委員 鈴木 賢一